

壬生町空家バンク リフォーム補助金について



空家バンクは町内における空家等を、住替え支援及び移住手移住の促進による地域の活性化を図るために有効活用する制度です。空家バンクに登録された物件が、利用登録をした方と成約になりますと、リフォーム工事及び家財処分の補助金対象になります。補助金の利用には条件がありますので、事前にご相談ください。

● 補助対象者の条件

次の全ての条件を満たす、所有者、入居者、又は入居予定者が対象になります。

- ☐ 空家バンクの物件登録者または利用登録者であること
- ☐ 物件の所有者等の三親等以内の親族でないこと
- ☐ 国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと
- ☐ リフォームをした物件に10年以上居住すること

● 補助する上での条件

- ☐ 経費の総額がリフォーム20万円以上、家財処分5万円以上であること。
- ☐ 町内に事務所か事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主が実施するものであること
- ☐ 家財処分については、一般廃棄物処理等の許可業者であること
- ☐ 他の制度による補助金の対象でないこと

● 補助金の内容

補助率:補助対象工事費の2分の1

限度額:リフォーム工事50万円、家財処分10万円

● 申請期限

契約締結から1年間

注意点

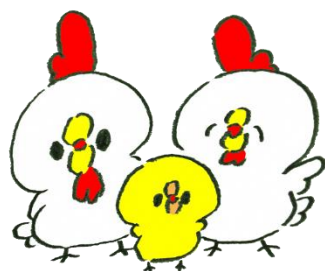
- ・ 補助金の交付決定前に実施された工事については、補助金の交付が受けられません。
- ・ 補助金の対象になる工事・対象にならない工事の例につきましては裏面をご覧ください。
- ・ 該当する物件に対し、1回に限り申請可能です(売主と買主が同じ物件に対して別々に補助金を申請することはできません)。

工事補助の対象例	工事補助の対象ではない例
・建物構造の修繕または補強工事 ・間取りの変更工事 ・建物の断熱工事 ・バリアフリー改修工事 ・建物修繕工事 ・建物設備改修工事 ・給排水管修繕工事	・新築工事 ・リフォームに係る設計費、確認申請手数料等 ・居宅部分以外のリフォーム工事 ・外構工事 ・下水道接続、合併処理浄化槽工事 ・通信設備配線工事 ・太陽光発電/太陽熱利用設備設置工事 ・雨水処理設備工事 ・電気器具等設置工事 ・網戸設置及び張替、カーテン、ブラインド等設置工事 ・消防・防災設備の設置工事
対象となる家財処分	対象とならない家財処分
・使用されず残置された家財道具の処分	・家電リサイクル料金 ・居住部分以外の家財処分

● 申請の流れ

1. 町にリフォーム補助金の利用相談
2. 補助金交付申請書の提出
3. 補助金交付決定通知の受領
4. リフォーム工事の実施
5. 工事完了後、実績報告書の提出
6. 補助金確定通知の受領
7. 請求書の提出
8. 補助金の振込

必要添付書類は別途お知らせします。まずはご相談ください。



問い合わせ先

壬生町建設課住宅係 ☎0282-81-1849

〒321-0292 壬生町大字壬生甲3841番地1